

日本における『家礼』式儒墓について

—東アジア文化交流の視点から(四)

吾妻重二

はじめに

本稿は当紀要第五十三輯～第五十五輯(二〇二〇～二〇二二年)に発表した「日本における『家礼』式儒墓について——東アジア文化交流の視点から」(一)～(三)に続き日本における『家礼』式儒墓を検討するものである。

近世前半期、すなわちおおむね十八世紀前半の享保年間頃までの事例を引き続きとりあげ、日本において朱熹『家礼』にもとづく墓にはどのようなものがあり、またどのような特色があるのかを考察したい。章の副題が「江戸時代前半その六」から始まるのは、前稿からの継続であることを示す。ただ近世前半期といっても、それは造墓の開始時期であって、その後、子孫によって幕末まで続いた例も含んでいる。

儒者のみならず藤村庸軒ら著名な茶匠の墓が『家礼』にのっと

日本における『家礼』式儒墓について

るものであることはこれまで知られていないようであり、貝原益軒その他の儒者の墓についても新たな知見を補うことが可能と思われる。ここでは単に紹介レベルにとどまらず、行論上必要な論証も加えつつ論じてみたい。

墓の諸事項に関する記載の仕方は前稿と同じで、『家礼』式墓碑の特色をふまえ、最初に円頭型(タイプA)か尖頭型(タイプB)かをまず示し、ついで墓碑正面に刻まれた題字をかぎ括弧つきで掲げる。さらに碑身の寸法(センチ)を高さ×幅×厚さで示す。跌(台石)の寸法は高さのみを記した。他に背面などの文字、墳土の有無、文献上に見られる『家礼』との関係、その他の特徴についても考察を加えた。¹⁾

一 日本における『家礼』式儒墓

——江戸時代前半その六

1 三宅寄斎・鞏革斎ら

○三宅寄斎（字亡羊、一五五八—一六四九）〈図1および図2〉

尖頭型（タイプB）

「處士亡羊子之墓」

碑身 百二十四×三十六・五×二十四

跌 方跌 十七

墳土 なし ただしその痕跡あり

所在 京都市北区・円城寺²⁾

京都洛北鷹峯の麓、円城寺内にある岩戸妙見宮の裏手左側の垣根を入ると、森を背にした墓域がある。手前が合田家墓所（後述）、奥が三宅家墓所で、合田家と三宅家は親戚関係にあるため墓所が隣接している。このうち三宅家墓所は寄斎の墓を中心として周囲に墓碑が並んでおり、また寄斎墓の向かって右には新しい「三宅家累代之墓」があって、今なお三宅家の墓地として守られていることがわかる。

三宅寄斎は泉州堺の人。近世初期に京都で活躍した儒者で、字の亡羊で呼ばれることが多い。³⁾『先哲叢談後編』巻一の伝記資料によれば、特定の師をもたずに読書力学し、漢唐注疏を主としてつ程朱の書を交えて多くの門人に教授した。藤原惺窩と親交があ

り、十九歳年上の惺窩はこれを「愛し敬した」という。現在、寄斎は学者としてはあまり有名ではないが、三宅家・合田家における儒者の家柄の礎を築いた人物として重要である。

墓碑は尖頭型（タイプB）だが、左右の肩が円く、頂部の先端を小さく尖らせているのはいわゆる将棋型とはやや違っており、林羅山の妻、荒川亀の墓碑と同じ形状である。碑面には「処士亡羊子之墓」の七字が大きく刻まれていて目を引く。「亡羊」はその字である。「処士」とは杜甫の詩「衛八処子に贈る」の例に見るように、官につかず家居する者のことで、『漢書』劉寛伝の李賢注に「処士とは、道芸有りて家に在る者」というとおり、特に優れた学徳を持つ者をいう。寄斎は津藩主藤堂高虎の御伽衆として書物を講釈するなど諸大名から賓師として遇され、また後陽成上皇らにも召されて宮中内で講義を行なう名士でありつつも、身分は「布衣」（『先哲叢談後編』巻二）であって、特定の藩や公家・朝廷に仕官したわけではないため「処士」と名乗ったのであろう。また、墓碑正面はいくらか凹面にする場合が多いのだがそれもなく、フラットな石面に文字を深く刻んだ質実な形式であり、中江藤樹らの墓碑を彷彿とさせる。碑面にはこれ以外、履歴などは刻まれない。

高さが百二十四センチというのは『家礼』という碑身の高さ「四尺」を和尺で計算したもので（三十・三センチ×四＝百二十一・二センチ）、中江藤樹や松永尺五、鶴飼石斎、伊藤仁

斎らの墓碑とはほぼ同じ高さである。

墓碑の背後は現在平坦だが一定の空間があり、一九二二年初版の寺田貞次『京都名家墳墓録』¹によれば、当時ここに「封土四尺の円塚」があったという。つまりは土葬ということになる。この高さ「四尺」の円墳というのも『家礼』の記述にのっとるものに近い。

寄斎の墓が『家礼』を参照していることは文献上からも確認できる。すなわち、寄斎の嗣子の鞆革斎の行実を記した「三宅子燕墓誌銘」(鞆革斎次男の合田晴軒撰、子燕は鞆革斎の字)の中に、三十六歳、喪寄君。茲時未有喪祭用古礼者、雖儒者大率從浮屠法。先君常歎之、故読喪礼、参以文公家礼、粗酌儀礼以治葬、服喪累然焉。⁵

(三十六歳、寄君を喪う。茲の時、未だ喪祭に古礼を用うる者有らず、儒者と雖も大率浮屠の法に従う。先君常に之を歎く。故に「喪礼」を読み、参うるに「文公家礼」を以てし、粗ば「儀礼」を酌みて以て葬を治め、喪に服すること累然たり。)

とあるからである。寄君とは寄斎のこと、先君とは鞆革斎である。また寄斎はその遺書の冒頭に、みずからの葬儀につき、亡羊末後、かたばかりの儒者の棺をいとなみ、おさむべし。……その外作法、浮屠をのがれ、かたばかり、とりおこなはるべし。⁶

日本における『家礼』式儒墓について

と、「浮屠」すなわち仏教の方式を避け、質素であっても儒葬するよう指示している。鞆革斎は寄斎のこの遺言に従い、『家礼』を参酌して埋葬、造墓したのである。

この慶安二年(一六四九)における寄斎の儒葬はかなり早い事例で、寄斎の墓が日本における儒式墓の第一号だったとする説もある。⁷しかし実際には、林左門(叔勝、林羅山長男)の儒葬が寛永六年(一六二九)だからこれより二十年早く、その墓碑も東京牛込の林氏墓地に伝わっている。⁸また林氏墓地にある羅山の弟、林永喜の儒式墓は寛永十五年(一六三八)年に造られている。他に中江藤樹は慶安元年(一六四八)に儒葬され、その墓も滋賀県高島氏に現存しているが、これも寄斎の造墓より一年早い。⁹このようには、寄斎の儒葬墓が早期のものであることは間違いないが、最早ではないので注意が必要である。

なお、晩年の寄斎に学んだ米川操軒(一六二七—一六七八)が、これまた『家礼』にもとづいて父と母を埋葬するとともに、みずから『家礼』式墓を造っていることはかつて指摘したとおり¹⁰で、当時の京都の儒者たちの『家礼』実践に対する熱意を示している興味深い。

○三宅鞆革斎(道乙、字子燕、一六一四—一六七五)〈図3〉

尖頭型(タイプB)

「三宅子燕之墓」

碑身 百二十二×四十六×二十七

方趺 二十九

向かって右面から背面、左面へと墓碑銘を刻む（左行↓右行

の順）文末「天和三年歲次癸亥八月二十一日 男厚元仲

循撰」

墳土 なし

所在 同右

鞆革斎（道乙）はもと合田円斎の子として京都に生まれたが、十八歳の時、寄斎のむすめを娶って養子となり三宅家を継いだ。経史に通じ、朱熹『資治通鑑綱目』百六卷の訓点は道乙点として知られる。またしばしば江戸に遊んで貴顕に講義するとともに津藩主の藤堂高久、岡山藩主の池田光政らに厚遇された儒者であった。墓碑正面に刻まれる「子燕」はその字である。墓碑銘撰者の「厚元仲循」は鞆革斎の次男の合田晴軒である（後述）¹¹。

本墓碑銘の刻み方は、向かって右面から背面、そして左面という順序であり、そのため文章も左行から右行に書き進むという独特のものになっている。これは『家礼』にいう左面と右面を、向かって左・右ではなく、墓碑自体の左・右と解したためであった¹²。林羅山や林鷲峰の墓碑銘の刻み方に倣ったものと思われる。この文章の刻み方はあとにとり上げる三宅衡雪、牧羊みな同じであり、三宅家の家法だったらしい。また、この墓碑銘の一部はすでに引用したが、全文が『事実文編』巻二十二に採録されている

る。

鞆革斎は熱心な『家礼』研究者であり、同書にもとづく喪祭儀礼の書を『喪礼節解』二巻および『祭礼節解』二巻として著わしている。『喪礼節解』は寛文元年（一六六一）序で、元禄十五年（二七〇二）の写本が静嘉堂文庫に蔵される。『祭礼節解』は寛文七年（一六六七）京都で刊行され、かつて『家礼文献集成 日本篇』一にその影印を収載しておいたので参照されたい¹³。

このほか関連事項を挙げれば、寛文十年（一六七〇）、池田光政が『家礼』を基本とする儒式によって岡山藩和意谷墓所に祖先を改葬した際、光政の依頼により、光政祖父の輝政の墓誌および墓表文を撰したのは鞆革斎であった。儒教の葬祭儀礼に精しい鞆革斎ならではの仕事といえよう。

ちなみに延宝三年（一六七五）鞆革斎がこの鷹峯の地に埋葬されたとき、三宅寄斎のもとともに漢学を学んだ茶人藤村庸軒が五言詩「挽大遺公」（『藤村詩集』巻上、七葉表）を詠んでその死を悼んでいる。「大遺」は鞆革斎の別号である。詩の自注に「延宝三乙卯八月廿六日」とあり、鞆革斎が死去したのは墓碑銘によれば同年八月二十一日だから、その五日後に作られた挽歌ということになる。後述するように、この藤村庸軒とその一族の墓もまた『家礼』式で造られているのである。

鞆革斎の墓の向かって右側には延宝六年（一六七八）に死去した鞆革斎の妻三木氏の墓（「三宅子燕妻三木氏之墓」）があり、同

形式でやや小ぶりである。

○三宅衡雪（可三、字伯省、一六三四—一六七二）〈図4〉

尖頭型（タイプB）

「三宅伯省之墓」

碑身 百二十一・五×四十五・八×二十・八

跌 方跌 二十八

向かって右面から背面、左面へと墓碑銘を刻む（左行↓右行の順） 文末「延寶改元一陽來復之日 弟厚元仲循撰」

墳土 なし

所在 同右

鞏革斎には三人の男子がおり、長男が衡雪（伯省）、次男が合田家を継いだ晴軒（仲循）、三男が沃地（叔民）である。ただ、衡雪と晴軒の墓はこの地にあるが、沃地の墓だけは京都市街を挟んで洛東の永観堂禪林寺内にある（後述）。

衡雪は岡山藩に仕えて藩学の教授となり、池田光政の依頼によって光政の父利隆の墓誌・墓表文を撰するなど活躍したが、父鞏革斎に先だつて三十九歳で早逝した。

墓碑銘の刻み方は鞏革斎の場合と同じで、向かって右面から背面、そして左面という順序で、文章も左行から右行へと書き進んでいる。この墓碑銘は寺田貞次『京都名家墳墓録』に採録されるほか、竹治貞夫『阿波碑文統集』に訳注がある。¹⁵

衡雪の墓の向かって右には妻横井氏の墓（「三宅伯省妻横井氏

之墓」とむすめの曾免の墓（「三宅伯省女曾免娘之墓」）が、やや小型だが同じ尖頭型で並んでいる。

○三宅誠庵（字子居、別号葵軒、一六六九—一七二七）〈図5〉

尖頭型（タイプB）

「三宅子居之墓」

碑身 百二十二・五×三十七・五×二十一

跌 方跌 二十四

墳土 なし

所在 同右

誠庵の墓碑は鞏革斎や衡雪とほぼ同じ大きさだが墓碑銘は刻まれない。誠庵は京都に居住しつつ岡山藩に向いて講学していた。¹⁶ 向かって左には妻北河原氏の墓（「三宅子居妻北河原氏之墓」）が同じ尖頭型、ほぼ同じ大きさで並ぶ。

誠庵はもと衡雪の弟晴軒の長子で、のちに衡雪の養子となった。このことは従来必ずしも明確ではなかったようなので、ここでいくらか考証を加えてみたい。¹⁷

一、衡雪の子には一女（すぐ前に触れた曾免であろう）しかおらず、男子はいなかった。そのことは衡雪の墓碑銘に、衡雪死去の際のこととして「配横井氏員永之女、生一女、尚幼」といつていることからわかる。

二、衡雪は死去に際して、弟晴軒（厚元）の子の正吉をみずからの後嗣とするよう遺言している。そのことについては、白

崑顕成氏の見出した「山上家文書」に含まれる書置に次のようにある。寛文十二年（一六七二）、衡雪死去の時、鞏革齋が記した文書である（読点をつけて引用する）。

我等惣領之子三宅可三（衡雪のこと——引用者注）当年八月

十七日於江戸ニ致死候、男子無之候ニ

付、可三弟厚元（晴軒のこと——引用者注）の子正吉を

養子ニ

仕候而跡をつかせ候なるを遺言仕候、

依之正吉を為跡目、可三一部

不残此正吉と可三娘おそめと

兩人ニとらセ申候、我等相果候とも

少も違乱申者有之間敷候、

このように、衡雪と父鞏革齋は晴軒（厚元）の子の正吉を衡雪の養子に迎えると決め、財産をすべて正吉と「可三娘おそめ」すなわち衡雪のむすめ曾免の二人に分与することにしたという。

三、誠庵は鞏革齋三男の三宅沃地（叔民）の侄（いわゆる甥）である。あとにとりあげる三宅沃地の墓碑銘は誠庵が撰しているが、その文末署名に「侄誠庵子居撰」と記されているのである。

従来この「侄」の字は寺田貞次『京都名家墳墓録』により

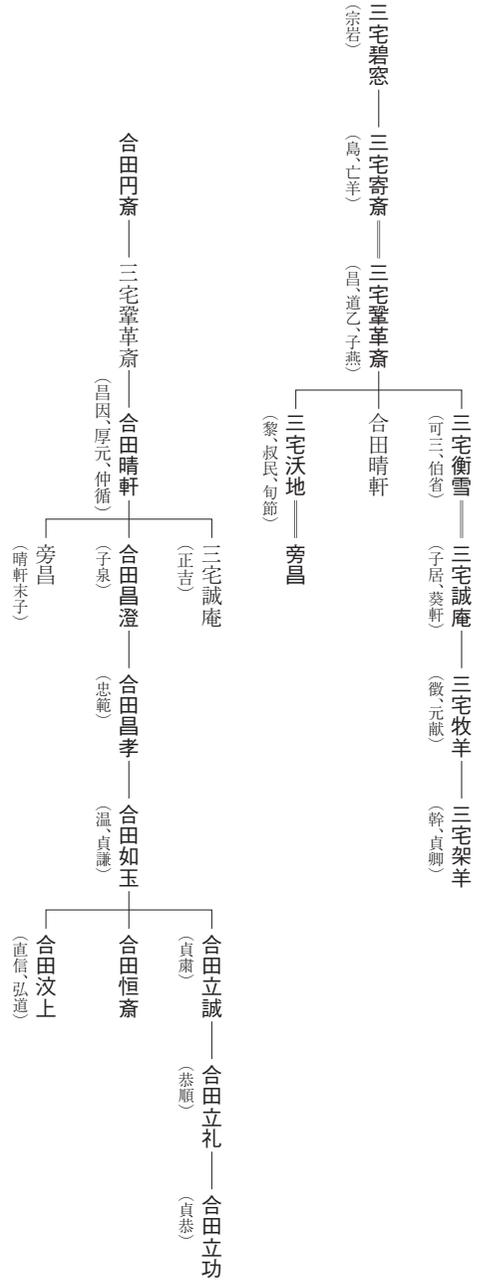
「經」と誤読され、他の研究者も多くこれを踏襲してきたが、それでは意味が通じない。今回、筆者は実地調査を行ない、〈図6〉に見るようにこれが「侄」の字であることを確認した。上述のように、衡雪・晴軒・沃地三兄弟のうち衡雪には男子がなかったから、沃地の侄といえは晴軒の子しかいない。そうであれば、右の衡雪の遺言とあわせ考えて、正吉が誠庵その人であったとわかるのである。

ちなみに晴軒の子には他に末子の旁昌もいるが、旁昌は、これも後嗣のなかった沃地の養子となったので、衡雪の養子となった誠庵とは別の人物である。

四、『阿波藩儒家等成立書』の「二代 合田三郎右衛門 昌澄」の由緒書に「厚元兄三宅可三、悴無¹⁹御座、嫡子誠庵養子に遺、三郎右衛門を嫡子に奉^レ願候」とある。すなわち厚元（晴軒）の兄可三（衡雪）には子がなかったため、厚元の嫡子の誠庵を養子に出すとともに、次男の三郎右衛門昌澄を厚元の嫡子としたというのである。ただし、ここでは遺言のことは触れられておらず、右の検討によって、誠庵の幼名が正吉であることが明らかになったのである。以上により、誠庵が晴軒長子の正吉だったことはもはや確実であろう。

さて、三宅家と合田家はきわめて近い親族で、その関係も複雑である。いまそれを整理し、必要な範囲で系図を掲げておくことにする。このうち二重線は養子関係を表わし、太字にした人物は

三宅家・合田家系図



当該家（三宅家もしくは合田家）の承継者となったことを意味する。ここに見るように、鞏斎以後、合田家はもちろん、三宅家もみな晴軒の子孫が業を継いだことになる。

○三宅牧羊（徴、字元猷、一七一〇—一七五八）〔図7〕

尖頭型（タイプB）

「三宅元猷之墓」

碑身 百四×三十四・五×二十二・三

跌 方跌 三十五・五

向かって右面から背面、左面へと墓碑銘を刻む（左行↓右行

の順）文末「弟昌彦撰」

墳土 なし
所在 同右

牧羊は誠庵の四男で、誠庵を継いで岡山藩に仕えた。墓碑銘に「經史百子靡不究、最精紫陽之学」とあり、「紫陽の学」すなわち朱子学に最も精通していたという。墓は他の三宅氏と比べるとやや小型だが、墓碑銘は他と同様、向かって右面から背面、左面へと刻まれている。この墓碑銘は寺田貞次『京都名家墳墓録』に採録されるほか、竹治貞夫『阿波碑文続集』に訳注がある。²²⁾ 向かって左にある妻宇佐美氏の墓（「三宅元猷妻宇佐美氏之墓」）は、同形式だがもっと小型である。

○三宅架羊（幹、俗称貞蔵、字貞卿、？—一八一六）〈図8〉

円頭型（タイプA）

「三宅貞卿之墓」

碑身 八十×三十二・五×十九・五

方跌 二十八

左面に「文化十三丙子年十一月三日卒」と刻む 墓碑銘はなし

墳土 なし

所在 同右

架羊の墓碑は他の三宅氏の墓と違って円頭型（タイプA）であり、しかもかなり小型である。これは架羊が三宅氏ないし合田家の血筋ではなく、牧羊の門人の子で牧羊の養子となった人物だからかもしれない。牧羊の墓碑銘に「配宇佐美氏、無子、没後養門人之男名幹嗣仕予」とあるから、他の資料としては『平安人物志』（天明二年版）にも「三宅幹 字貞卿、号架羊 三宅貞蔵」とある。「幹」は架羊の名である。この牧羊の門人とは岡山藩の禁裏附組与力水野金吾のことで、架羊はその次男だったらしい。²³⁾ また、架羊の側室青山氏の墓（「三宅貞卿側室青山氏之墓」）がなぜか三宅氏墓所の一番手前に、墓域内側に向かって立っている（図1参照）。円頭型（タイプA）と見られるが、高さが五十五センチとかなり小さい。

2 合田晴軒ら

三宅家墓地のすぐ手前に合田氏墓地がある。儒者合田氏代々の墓が立ち並び、新しい卒塔婆が立っていて現在も子孫によって墓参が続けられていることがわかる。

○合田晴軒（昌因、通称厚元、字仲循、一六三八—一七二二）〈図9および図10〉

尖頭型（タイプB）

「合田仲循之墓」

碑身 百二十二×三十六・五×二十一・二

方跌 下部が地中に隠れ高さは不明

墳土 なし

所在 同右

晴軒はこれまで述べたように三宅鞏革斎の次男で、鞏革斎の実家の合田氏を継いだ。徳島藩第三代藩主蜂須賀光隆に仕え、同藩における最初の藩儒となった人物である。その子孫は代々徳島藩儒を世襲して幕末に至っている。²⁴⁾

墓碑は三宅氏のものと同型の、先端部が尖った尖頭型で、大きさもほぼ等しい。ただし墓碑銘は刻まれない。向かって右手には、同形式の妻野條氏の墓（「合田仲循妻野條氏之墓」）がある。

○合田如玉（温、字如玉、私諡貞謙、一七二五—一七八二）〈図11〉

円頭型（タイプA）

〔合田貞献先生碣〕

碑身 百二十一・五×三十六・八×二十七

跌 方跌 二十四

左面、背面、右面へと墓碑銘を隸書で刻む 文末「安永十年

辛丑三月／皆川愿譔 源孟彪隸 孝子立誠」

墳土 なし

所在 同右

如玉は晴軒の孫で徳島藩の合田家三代目の儒者。柴野栗山や那波魯堂を徳島藩儒として推挙した人物である。墓碑は上部の円い円頭型（タイプA）である。墓碑銘も向かって左面から始まる通常の刻み方で、三宅氏の場合とは違っている。現在は背面部分の石が剥落して地上に置かれている。

墓碑銘撰者の皆川愿は京都の儒者皆川淇園（一七三五―一八〇七）で、淇園の姉が如玉の妻である関係からこれを撰したのである⁽²⁵⁾。書丹者の源孟彪は印章家として著名な高芙蓉（一七二二―一七八四）である。孟彪はその名で、本姓が源であることからこう称したのである。なお『京都名家墳墓録』に採録する墓碑銘は文末の「隸」（墓碑銘では異体字の隸）の字を「祭」の字に誤読しているため意味が通じない。隸書でしたためたの意味である。これについては竹治貞夫『阿波碑文統集』所収の訳注も見られた⁽²⁶⁾。

如玉の墓の向かって左手には同じ円頭型の妻皆川氏の墓碑

〔合田貞謙先生妻皆川氏墓〕が並んでいる。ちなみにこの如玉妻（淇園姉）と淇園二人の父は皆川拙元（春洞）で、墓は京都市上京区阿弥陀寺にあるが、その墓碑銘は如玉が撰している⁽²⁷⁾。

○合田汶上（直信、字叔穆、私諡弘道、一七六二―一七九八）
〔図12〕

円頭型（タイプA）

〔合田弘道先生之碣〕

碑身 九十二・五×三十七×二十四・五

跌 方跌 二十七

左面「寛政十戊午年四月二日卒」背面から右面へと墓碑銘を刻む 文末「綾瀬亀田梓撰／孝子昌藏謹建」

墳土 なし

所在 同右

汶上は如玉の第七子。墓碑銘撰者の亀田梓とは亀田綾瀬（一七七八―一八五三）で、亀田鵬齋の子である。向かって右には妻邨井氏の墓（合田弘道先生妻邨井氏之墓）が汶上の墓と同形式で並んでおり、同じく亀田綾瀬撰の墓碑銘が刻まれている⁽²⁸⁾。

このほか、合田家墓地には合田昌澄（合田子泉之墓）、晴軒次男）、合田昌孝（合田氏忠範之墓）、昌澄の子）、合田立誠（合田貞肅先生碣）、如玉長子）、合田恒齋（處生合田恒齋墓）、如玉第五子）、合田立礼（合田恭順先生之碣）、立誠の子）、合田立功（合田貞恭先生碣）立礼の子）、およびその妻たちの大小の墓碑

が林立して厳肅な雰囲気を保っている。

墓碑正面に「碣」と刻む例が多いのはおそらく中国の墓制をふまえたもので、地位の比較的低い者の墓碑が碣である。もちろん謙辞であるうが、伊藤仁斎・東涯の墓碑に倣ったものかと思われる。⁽²⁹⁾

このほか特色としては、晴軒と昌澄を除けばおおむね円頭型(タイプA)の墓碑となっていて、尖頭型(タイプB)が中心の三宅氏墓地とは違いを見せていることである。ただし、三宅家、合田家ともに『家礼』を参照して造墓されていることは明らかであり、京都では山崎闇斎ら山崎家、伊藤仁斎ら伊藤家、藤村庸軒ら藤村家の塋域などとともに重要な『家礼』式墓地となっていて注目される。

3 三宅沃地

○三宅沃地(黎、字旬節もしくは叔民、一六四五―一六九二)

(図13)

尖頭型(タイプB)

「三宅叔民之墓」

碑身 百二十二×三十九・三×二十四

跌 方跌 十八・五(上部)

向かって右面から背面、左面へと墓碑銘を刻む(左行↓右行

の順) 文末「元禄癸酉之年南至之日 侄誠庵子居撰」

墳土 なし

所在 京都市左京区・永観堂禅林寺⁽³⁰⁾

三宅沃地は鞆革斎の三男で衡雪・晴軒の弟。祖父寄斎、父鞆革斎の関係から津藩儒に任せられ、藩主藤堂高久の信頼厚かったが四十八歳で早逝した。

その墓はなぜか鷹峯の三宅家墓地ではなく、洛東の左京区永観堂禅林寺にある。有名な「みかえり阿弥陀」を安置する阿弥陀堂の南側に、崖にへばりつくように西面する墓地があり、下から五段目の中央に位置している。

周囲に三宅家の墓はないようだが、その墓碑は大きさ、形式とも三宅鞆革斎らの墓碑にほぼ等しく、『家礼』にもとづく形式であることをはっきり示している。墓碑銘の刻み方も向かって右面から背面、左面へと続く、三宅家の作法に従っている。この墓碑銘は上述したように侄(甥)の合田晴軒によって撰せられ、現在、寺田貞次『京都名家墳墓録』にも採録されている。⁽³¹⁾

なお、墓が禅林寺にあることをもって、沃地は儒式ではなく仏式で葬られたと見る向きがあるが⁽³²⁾、早計であろう。儒式の墓があととの管理などの理由で仏寺内やその裏山に営まれる例は山崎闇斎や中村惕斎、伊藤仁斎・東涯の例をはじめ珍しくないからである。なぜここに葬られたのかは、その墓碑銘に没後「遂葬洛東禅林寺之後山」というだけで理由は述べられていないが、おそらく衡雪・誠庵ら本家筋から分家したためなのであろう。

ちなみに、この永観堂禪林寺の墓地には中江藤樹の門人で陽明学者の淵岡山、朱子学者木下順庵およびその父意春らの墓も現存しており、いずれも明確な『家礼』式墓碑を有している。これらについては次回に検討したい。

二 日本における『家礼』式儒墓

——江戸時代前半その七

1 藤村庸軒ら

○藤村庸軒（微翁、一六一三—一六九九）〈図14および図15〉

尖頭型（タイプB）

「微翁庸軒之墓」

碑身 百九・五×三十八・五×二十七

跌 方跌 十六

背面に「元禄十二己卯年閏九月十七日」と刻む

墳土 なし

所在 京都市左京区金戒光明寺・黒谷墓地³³

藤村庸軒は表千家の流れをくむ江戸初期の茶人。千宗旦の直弟子で庸軒流茶道の開祖として著名である。上述した三宅寄斎（亡羊）に三宅鞆革斎とともに長く学び、寄斎没後は山崎闇斎に儒学を学んだ。闇斎に「題庸軒」の五言排律がある（『垂加文集』下之二）。鞆革斎と親友だった庸軒が鞆革斎死去にあたって五言詩「挽大遺公」を詠んでその死を悼んだことは前に触れたとおりで

ある。漢詩集『藤村詩集』上下巻を残したその漢学的素養は茶の湯にも影響し、好みの茶器にも茶の湯の世界にも文人的感覚が色濃く反映されているという³⁴。また墓所の金戒光明寺内にある西翁院は、庸軒の養祖父藤村宗徳が建立した塔頭で、庸軒は晩年ここに茶室「淀看の席」を営んだ。この茶室は現存し、重要文化財に指定されている。

さて、庸軒とその一族の墓は同寺のいわゆる黒谷墓地の文殊塔北側にあり、文殊塔へと向かう長い石段の登り口には「距文殊塔／北半町許 藤村庸軒翁墓」（文殊塔を距てて北半町許^{ばかり}）の石標があり人目を引く。ちなみにそのすぐ後ろには「文殊塔ノ東北／二十間許ニ 山崎闇斎先生墳墓アリ」と刻む石標がある（図16）。実際、庸軒とその一族の墓は山崎闇斎墓の北十メートル余のところの位置する。墓所は幅五・五メートル余り、奥行三・六メートルで低い石欄に囲まれ、墓碑が前後二列に並んでいる³⁵。

庸軒の墓はその前列中央に位置し、墓碑表面に「微翁庸軒之墓」と大きく刻まれ、墓碑銘などは刻まれない。「微翁」とは庸軒の別号である。

寄斎の門人だけあって、墓碑の形が将棋型に上を失らせた『家礼』式（タイプB）になっていることは一見してわかる。

一つここで注意を促したいのは庸軒が春夏秋冬の祖先祭祀を真摯にとり行なっていたことで、それは『藤村詩集』を見るとわかるのだが、いま煩をいとわず祭事の詩を挙げれば次のとおりであ

る。

『藤村詩集』卷上

春分祭事（一葉表）

秋分祭事（六葉表）

冬至祭事（七葉裏）

春分祭事正員自浪速來助奠（二四葉表）

春分祭事（二六葉表）

夏至祭事端午（二七葉裏）

冬至祭事（三四葉表）

『藤村詩集』卷下

春分祭事（二葉裏）

夏至祭事（四葉裏）

冬至祭事（八葉表）

春分祭事（九葉裏）

夏至祭事（一〇葉裏）

秋分祭事（一二葉表）

夏至祭事（二〇葉裏）

秋分祭事（二二葉表）

冬至祭事（二五葉裏）

このように春夏秋冬の四時に祖先を祭るのが『家礼』祭礼篇の「四時祭」によることはいうまでもない。しかも重要なことは庸軒が神主（いわゆる位牌）を祀る家廟を作っていたことである。

それはいまとりあげた卷上の「冬至祭事」（七葉裏）に「経営白屋始遷神」（白屋を経営して始めて神を遷す）といっていることから知られる。「白屋」とは白茅で屋根を葺いた質素な家屋をいい、「神を遷す」とは祖先の神主を遷したことをいうに違いない。冬至は『家礼』によれば初祖（始祖）を祭る時であり、この時庸軒は、小さいながらも家廟を建てて初祖以下、祖先の神主をそこに遷したと思われる。

家廟（祠堂とも）を建てるのはもちろん『家礼』にのっとるもので、そのことは『藤村詩集』卷上「春分祭事正員自浪速來助奠」（二四葉表）に「廟垣雨灑露華濃」（廟垣に雨灑ぎ、露華濃し）、といい、「夏至祭事端午」（二七葉裏）に「廟墻藤蔓纏」（廟墻、藤蔓纏う）というなど、祖先祭祀の場を「廟」といつていることから確かめられる。「廟垣」「廟墻」というのは家廟に垣（土塀）をめぐらしているからで、それも『家礼』通礼・祠堂に「繚以周垣、別為外門」（繚らすに周垣を以てし、別に外門を為る）というのに倣うものであつたらう。

このように見るとき、卷下「冬至祭事」（二五葉裏）に「罔極靈神御座牀」（罔極靈神、御座の牀）というのが何を意味するかもわかる。「極まることのない神霊がいます牀」とは、祭祀の際に神主を置く台なのである。『家礼』によれば、ふだん櫛に納めである神主を外に出して台の上に置き、祭るのである。

つまり庸軒は『家礼』にのっとって家廟を建てて祖先の神主を

安置するとともに、四季の祭祀を欠かさず行なっていたわけである。このように『家礼』に忠実であったことからすれば、その墓が『家礼』式であることも別に異とするに足りない。

○庸軒母（?—一六五四）〈図17〉

尖頭型（タイプB）

「榮嶽孝春之墓」

碑身 百二十四×四十二・五×三十・五

方趺 二十

背面に文字を刻むが磨滅して読み取れない

墳土 なし

所在 同右

庸軒墓の向かって左に、同じ尖頭型で立てられている。ひとまわり大型なのは母を尊んで庸軒みずからの墓よりも大きくしたのかもしれない。正面上部に梵字が刻まれているが、これは山崎闇斎の墓碑と同じく、寺側の措置なのであろう。

○藤村恕堅（操翁、一六三七—一六九九）〈図18〉

尖頭型（タイプB）

「操翁恕堅之墓」

碑身 九十×三十三×二十一・五

方趺 十八

背面に文字を刻むが磨滅して読み取れない

墳土 なし

所在 同右

恕堅は庸軒の弟で茶人、歌人。庸軒一門における和歌の指導者であり、その主宰のもとで多くの歌会が催されたという³⁶。「操翁」はその別号である。

墓碑は後列右端にあり、庸軒のものよりもやや小さいが同じ尖頭型である。またその左側に並ぶ恕堅妻（「清月秋英之墓」）、藤村恕求（「惠翁恕求之墓」、恕堅の子）、恕求妻（「花譽英春之墓」）の墓碑は〈図19〉に見るように、いずれも恕堅の墓碑と同型で大きさもほぼ等しい。

庸軒は朱熹の像を大切にしており、死去の前年、それを恕堅に譲ることとしていた³⁷。これも庸軒や恕堅が朱子学を重んじていたからこそであろう。

この墓所には他にも藤村家の人々の墓が多く作られているが、形態はみはみな尖頭型であって、〈図20〉の写真が物語るように、後ろから見ると尖頭型の墓碑がずらりと並んでいて、いずれも『家礼』式で作られていることが一目でわかる。

○藤村宗為（要岳、?—一六九九）〈図21〉

尖頭型（タイプB）

「要岳宗為之墓」

碑身 百七・五×三十七・五×二十七・五

方趺 十（地上部）

背面に「元禄十二己卯歳九月三日」と刻む

墳土 なし

所在 同右

宗為は庸軒の弟で茶人。庸軒とともに宗旦流をきわめた。墓は庸軒らの藤村家墓所の東南四メートルほどのところに離れてある。これは宗為が藤村家本家を継ぐ者ではないからであろうが、墓碑は庸軒らと同じ尖頭型で、大きさも庸軒のものにほぼ等しい。

三 日本における『家札』式儒墓

——江戸時代前半その八

1 貝原益軒ら

○貝原益軒（一六三〇—一七一四）〈図22および図23〉

尖頭型（タイプB）

「貝原益軒公之墓」

碑身 九十五×四十×二十九

方趺 三十一

墓碑銘は磨滅するが墓前の石碑（明治二十九年）に刻まれる

竹田定直撰

墳土 なし

所在 福岡県福岡市中央区・金龍寺³⁸

○東軒夫人（一六五二—一七一三）

尖頭型（タイプB）

「江崎氏婦人東軒之墓」

碑身 九十四×三十九・五×二十七

方趺 二十八・五

墓碑銘は磨滅するが墓前の石碑（明治二十九年）に刻まれる

貝原常春撰

墳土 なし

所在 同右

福岡市金龍寺の山門を入ると広い境内が広がり、右手に貝原益軒と妻の東軒（江崎氏）の墓がある。墓所前には机前に坐する益軒銅像があつて印象的である。

益軒の墓は妻東軒の墓と寄り添うように並んでおり、典型的な『家札』式の尖頭型（将棋型）を示している。この益軒らの墓が『家札』式であることはこれまで指摘されたことがないようだが、十分留意が必要である。益軒が寛文五年（一六六五）頃、京都遊学中に中村惕斎や米川操軒らと親しく交わったことはその年譜にも記されるとおりで、この尖頭型の形式が操軒の墓碑と同一であること、どちらも正面の文字部分を凹面にしていないこと、高さ九十五センチが中村惕斎の墓碑とほぼ等しいことなどから、益軒は彼ら京都の儒者の影響のもとに墓碑を設計したと考えられる。³⁹益軒死去の前年に亡くなった妻東軒の墓碑は大きさ、形状とも益軒のものとはほぼ同じに造られている。⁴⁰

墓碑銘はもともそれぞれの墓碑上に刻まれていたが磨滅がは

なはだしく、現在は明治二十九年（一八九六）に建てられた墓前の石碑に、益軒と東軒の墓誌銘が刻まれている。⁴¹ 益軒墓碑銘撰者の竹田定直（号は春庵）は益軒門人、東軒墓碑銘撰者の貝原常春（号は和軒）は益軒の兄楽軒の次子である。

これら益軒と東軒の墓はもともとの金龍寺塔頭の龍潜庵にあったが、戦後この場所に改葬されたという。⁴² 現在はこの二基だけが八十センチほどの高さの石欄に囲まれて整備され、その外側右手に「貝原家累代之墓」など貝原家の人々の墓がある。

さて、ここで益軒と『家礼』の関係を少しトレースしてみたい。というのも、これまで益軒は『家礼』などの儒教儀礼にさほど関心をもたなかったと解されてきたのだが、そのような見方は再検討の余地があると思われるからである。

そもそも益軒が『家礼』を閲読していたことは、その読書記録『玩古目録』に『文公家礼』や『文公家礼儀節』が記されていることから確かめられ、藤井懶斎『二礼童覽』や朝鮮の『文公家礼考証』まで読んでいる。⁴³ 『家蔵書目録』にも『家礼儀節』『朱文公家礼』『二礼童覽』が載せられており、寛文三年（一六六三）、京都に遊学中だった三十四歳の益軒は友人と「文公家礼会」なる集会を開いて『家礼』を研究したこともある。⁴⁵

これらの読書は朱子学者として当然であって特異なことではないが、『家礼』の実施についても益軒は一定の関心を払っていた。たとえば、祖先祭祀の儀礼につき、

日本における『家礼』式儒墓について

國俗にしたがひ時宜にかなふべし。古禮に志あらん人は、文公家禮を考へ用ひ、時宜と土俗とを斟酌して行ふべし。古法になづみ國俗にそむくは悪し。⁴⁶

といている。益軒は「國俗」に従い「時宜」にかなうことを重んじたが、「文公家礼を考へ用ひ、時宜と土俗とを斟酌して行ふ」ことを否定していない。「古法になづみ國俗にそむく」のは駄目だが、状況に応じて適宜『家礼』を用いても差し支えないというのである。

こうして『家礼』の実施は、制限つきであれ益軒において容認されていた。祖先祭祀について、

春秋の祭と忌日の祭には、あらかじめ齋戒し、平生饗を設るがごとく早朝饌具を備ふべし。日本に居て、もろこしの簠簋籩豆の類の器を用ゆべからず。只考妣祖先の目馴たる物を用ゆべし。又もろこしにては家祭に肉食を用ゆれど、日本にて今は魚鳥等の肉食をす、むべからず。⁴⁷

というのは、中国風の祭器や肉食は採用しないが春秋や忌日に祖先祭祀を行なうこと自体は推奨しているのである。三年の喪については、「天下古今之通法」ではあるが日本において実行は無理だから幕府の定めた服忌令に従うべきだと述べたあと、さらに、如倫常不可華夷異其道、如禮法可順其土宜。⁴⁸

（倫常の如きは華夷其の道を異にすべからざるも、礼法の如きは其の土宜に順うべし。）

とっているのはやはり注目すべきで、つまりは「華夷」による差異のない「倫常」を原則としつつ「土宜」に順った「礼法」を実施すべきだという。これもまた国情を考慮しつつも可能な儀礼は実行するということを意味する。

このような、日本において実行可能な儀礼として益軒が強く意識していたのは祖先祭祀と葬儀であった。「益軒先生伝」は、

死後の身は、猶之を一禪利の墓域に託したれど、家に於いては、全く佛法を退け、總べて儒禮を以て祀祭を行へり。⁽⁴⁹⁾

と伝えている。墓は禪寺に託したが、みずからの家にあつては佛法を排除し、儒礼によつて祖先祭祀を行なつていたという。そして、こうした儒礼実践の意識が最も強く現われたのが火葬批判である。これだけは日本の「国俗」に従つてはならないというのが益軒の主張であつて、たとえば『大和事始』二十七「火葬」に、

屍を焚^{しなほやく}ものは、浮屠の法にして、西胡の俗也。中華に浸染し、和國に流傳して、これを行事すに久し、習て以て常として、見る者恬然としてこれをあやしません。豈かなしまざらんや。……夫終は人の当に慎むべき所也。人の子たるもの豈

これを忽にすべけんや。学者必ず流俗に徇^{したが}はずして可なり。⁽⁵⁰⁾

という。火葬は「浮屠の法」であつて、これが日本に流伝して定着しているのは嘆かわしい限りであり、学問ある者はそのような「流俗」には従わなくてもよいという。また『慎思録』巻五では、

喪禮於本邦其勢不能悉行。學者當姑從國俗而行易行者而已

矣、不可背國法駭時俗。只不剃髮、不火化惟可也。⁽⁵¹⁾

(喪礼は本邦に於て其の勢悉くは行なう能わず。学者当に姑く国俗に従いて行い易き者を行なうのみにして、国法に背きて時俗を駭^{おどろ}かすべからず。只だ剃髮せず、火化せざれば惟^これ可なり。)

といている。儒教の喪礼をそのまま実施することはできず、ひとまず日本の「国俗」に従い、周囲を驚かすようなことをしてはいけないとしながらも、ただ剃髮と火葬だけは避けるべきだという。ここにいる「剃髮」は喪礼が話題になつてゐることからして、死者の髪を剃つて僧形にすることであろう。

こうした仏教批判は益軒の一貫した持論であつて、他にも「焚屍弁」においては、

焚屍者浮屠之所尚、而西胡之法俗也。……嗚呼、中夏及本邦此風之行也既久矣。雖孝子慈孫習以爲常、見者恬然不怪之、豈不哀哉。夫孝子愛親之肌膚、故爲之棺槨衣衾、卜其宅兆而安厝之、事死如事生也。父母全而生之、子全而歸之、可謂孝矣。然父母歿後至令焚傷其形體、則其不仁不亦甚乎。孝子不忍爲死其親之心何在焉。宗廟宮室有災、猶且匍匐而救之、然況執火而焚其親乎。於他人也亦人情之所不忍爲、而況施其親乎。……嗚呼、終者人之所當慎也。爲人子者豈可忽之耶。學者必不徇乎流俗而可也。⁽⁵²⁾

(屍を焚^{やく}くは浮屠の尚^{たつと}ぶ所にして、西胡の法俗なり。……嗚

呼、中夏及び本邦、此の風の行なわるるや既に久し。孝子

慈孫と雖も習いて以て常と為し、見る者恬然として之を怪
しまず。豈に哀しからずや。夫れ孝子、親の肌膚を愛し、
故に之が棺槨衣衾を為り、其の宅兆を卜して之を安措し、
死に事うるに生に事うるが如くするなり。父母全くして之
を生み、子全くして之を帰して、孝と謂うべし。然れども
父母歿後に其の形体を焚傷せしむるに至りては、則ち其の
不仁亦た甚だしからずや。孝子其の親を死せると為すに忍
びざるの心、何くにか在る。宗廟宮室に災有りてすら、猶
お且つ匍匐して之を救う、然るを況や火を執りて其の親を
焚くをや。他人に於てや亦た人情の為すに忍びざる所なる
に、而るを況や其の親に施すをや。……嗚呼、終わりは人
の當に慎むべき所なり。人の子たる者、豈に之を忽にすべ
けんや。學者必ず流俗に徇わずして可なり。

と云っている。ここでも益軒は火葬を厳しく非難し、親の肌膚を
愛し守るべき孝子が親の身体をみずから焚傷するなど決して容認
できない、学問する人間はそのような「流俗」に決して従っては
ならないという。したがって益軒は土葬を主張する。その「葬法
説」に、

中夏聖人之制、壆人唯一法、曰築埋而已矣。國俗所謂土葬
是也。……國俗貴火化而賤土葬、蓋古來之習俗然而已。……

愚嘗著焚屍辯而言本邦古來之俗弊。此弊邦畿至今猶盛。嗚

呼、慘刻之至可悲哉。

(中夏聖人の制、人を葬るに唯だ一法有り、曰く築埋のみと。
國俗に所謂る土葬是れなり。……國俗、火化を貴びて土葬
を賤しむは、蓋し古來の習俗然るのみ。……愚嘗て焚屍弁
を著わして本邦古來の俗弊を言う。此の弊、邦畿今に至る
まで猶お盛んなり。嗚呼、慘刻の至り、悲しむべきかな。

と云っている。右に引用した「焚屍弁」に触れつつ、火葬を「慘
刻の至り」と慨嘆批判し、そのような「本邦古來の俗弊」を改め
て土葬を採用しなければならぬというのである。「築埋」とは
土を突き固めて墳土を造り、埋葬することである。

このように、益軒は一般に日本の国情・国法には妥協的であつ
たが、火葬には強く反対していた。葬儀に関しては「中夏聖人の
制」である土葬に従うべきだというわけで、そうであれば、その
墓が『家礼』にのっとっているのも当然であろう。ちなみに朱子
學者らしく、益軒は仏教の輪廻説についてもこれを批判してい
る。

晩年、益軒はみずから棺を作つて葬儀の準備をし、金龍寺の僧
に「吾は子の手に落ちず」と語つたといひ、實際にその葬儀の
際、僧たちは「誦経唱偈」することができず、柩前に拝跪して退
くのみだったと伝えられる。以上に見た火葬批判やあとに見る父
寬齋の改葬の記録からしても、益軒は墓所こそ寺院内に営まれた
が、その葬儀は儒式であり、土葬だったと見られる。

以上、論証がやや長くなったが、従来、益軒にとって「礼」とは主に人としての日常の立ち居振る舞いの類、すなわち行為の「作法」やマナーを意味しており、『家礼』の実践には興味を持たなかったという論調がしばしば見受けられる。しかし、それは必ずしも正しくないこと、自身の祖先祭祀や葬礼において、益軒が『家礼』を実践していたことを示したからである。とりわけ今に伝わる益軒およびその妻東軒夫人の墓は、『家礼』の葬礼に忠実たらんとした益軒の意思をよく示していると思われる。

ところで、益軒・東軒墓の石欄外右手には益軒の養子となった貝原恥軒（好古、一六六四—一七〇〇）の墓がある。恥軒は益軒の兄の樂軒の子である。ただ、その墓碑は〈図24〉に見るように自然石を用いており、『家礼』式にはなっていない。周囲にある貝原家の人々の墓碑についても同様で、もっぱら自然石を用いている。これは三宅家、合田家などの場合と違って、益軒以後は貝原家において『家礼』式儒墓は受け継がれなかったことを示している。

○貝原寛齋（一五九七—一六六五）〈図25〉

尖頭型（タイプB）

「貝原□□□之墓」

碑身 九十八×三十六×二十二・五

方趺 三十一

墳土 なし

所在 福岡市中央区・安国寺⁵⁶

寛齋は益軒の父であり、益軒墓のある金龍寺から二キロメートルほど東の安国寺（曹洞宗）に、五輪塔など仏式の墓に囲まれて一基のみ立っている。実をいうと、この墓は今回の調査により寛齋の墓と推定するに至ったものである。以下、そのことについて考察してみよう。

第一に、墓碑の形が益軒および東軒とまったく同じ『家礼』式の尖頭型であり、厚さ（奥行き）がやや薄いのを除けば大きさもほぼ同じである。

第二に、墓碑正面の上部に刻まれる文字は、磨滅してはいるが「貝原」と読める。

第三に、寛齋の墓が造られた経緯である。益軒がこの安国寺内に寛齋を改葬しているからである。いま貝原好古・梶川可久編撰『益軒先生年譜⁵⁷』を見ると、寛文五年および六年の記事に次のようにある。

寛文五年（一六六五） 益軒三十六歳

冬十二月三日、大父君寛齋公卒于郷、葬乎福岡邑安國禪寺。

此月十八日訃音至京。先生慟哭、廢食兩日、服黻衣。同志諸友來弔者多矣。

（冬十二月三日、大父君寛齋公、郷に卒し、福岡邑安国禪寺に葬らる。此の月十八日、訃音京に至る。先生慟哭し、食

を廃すること兩日、黻衣を服す。同志諸友、来たり弔する者多し。）

寛文六年（一六六六） 益軒三十七歳

正月八日、出京奔喪也。二十日歸于郷、即日詣太父君之墓致祭奠、居喪致哀。……

六月二十四日、先生與家嚴同改葬於太父君。蓋舊臘爲葬之時、倉卒而薄儉、故今改以埴土周塗窆側、且以厚瓦圍下面及四旁、而後容棺於其中、又以厚瓦被於棺上、重以大扁石而蓋其上。皆以石灰和油塞其隙、甚致固密。

（正月八日、京を出でて奔喪するなり。二十日、郷に帰り、即日太父君の墓に詣りて祭奠を致し、喪に居り哀を致す。

……

六月二十四日、先生、家嚴とともに太父君を改葬す。蓋し旧臘葬の時たれば、倉卒にして薄儉なり。故に今、改むるに埴土を以て周く窆側に塗り、且つ厚瓦を以て下面及び四旁を囲み、而る後棺を其の中に容れ、又た厚瓦を以て棺の上を被い、重ぬるに大扁石を以てして其の上に蓋す。皆な石灰を以て油に和して其の隙を塞ぎ、甚だ固密を致す。）

これによると、寛文五年（一六六五）十二月三日に死去した寛齋は福岡の安国禅寺に葬られた。この時京都にいた益軒は訃報を聞いて慟哭し、食を廃して喪服を着た。ここで寛齋のことを「大

父君」すなわち祖父といつているのは当年譜の編者が益軒養子の好古（恥軒）で、好古から見て寛齋は祖父に当たるからである。

翌寛文六年（一六六六）正月、京都を發つて福岡に歸つた益軒はその日のうちに寛齋の墓に詣りて喪に服した。そして六月二十四日になって寛齋を改葬するのである。改葬に協力したのは益軒の兄の樂軒で、ここでそれを「家嚴」すなわち父といつているのは、樂軒が年譜編者の好古の実父に当たるからである。

益軒がなぜ改葬に取り組んだかというところ、「旧臘」すなわち十二月の慌ただしい時期に倉卒のうちに埋葬されたため、その時点では粗末な墓しか作れなかつたからである。そこで次のようにしたという。

一、窆（墓穴）の周囲に埴土を塗り、厚い瓦で底と四方をぐるりと囲んだうえで、中央に棺を安置した。

二、さらに厚い瓦で棺の上を覆うとともに、大きく平たい石（大扁石）を上にかぶせた。

三、石灰に油を混ぜてすべての隙間を塞ぎ、堅固でぴったり密閉するようにした。この行為は『家礼』喪礼篇・下棺に「以油灰彌之」（油灰を以て之に弥す）というのによるであろう。棺を墓穴に下した時、灰と油を混ぜたものを全体に塗るのである。

このように益軒は安国寺の寛齋の墓を用意周到に改葬し、『家礼』を参照しつつ立派な墓を造つたのである。墓碑については記

載がないが、当然これを立てたであろうし、そしてそれは現存する益軒と同型の『家礼』型儒式墓がそれであったと見られるのである。なお、墓穴に棺を安置したと述べていることから土葬であったこともわかる。

第四に、筆者が安国寺を訪問調査した当日、この件につき同寺に問い合わせたところ、当墓についての情報はないが、檀家の過去帳には確かに貝原寛斎（寛文五年十二没）の名前があるとの回答を後日頂戴した。⁽⁸⁾

現在、安国寺は建築物も墓地も新しくなって江戸時代初期とはかなり姿を変えており、益軒が造った寛斎の墓も整理されてしまったようであるが、おそらく特色ある墓碑であったためであろう、幸いに地上部の墓碑だけはこうして残されたのである。

これまで貝原寛斎の墓が安国寺に造られたことはほとんど知られておらず、まして『家礼』にもとづく儒式墓碑として今も現存していることは新たな発見であり、筆者にとっても大きな驚きであった。この墓は益軒・東軒の墓とともに、福岡市の貴重な文化財として重視すべきであろう。

(続く)

注

(1) 以下、本稿でとりあげる墓のいくつかは儒者の墓として松原典明『近世大名葬制の考古学的研究』（雄山閣、二〇一二年）二四七頁以下に実測図が載って有益である。ただし儒教や『家礼』と

の関係など、思想上の裏づけや考察については本稿で実証したい。
(2) 筆者が三宅家墓地および合田家墓地を調査、撮影したのは二〇二三年三月二十八日である。

(3) 三宅寄斎については白寄顕成『藤村庸軒をめぐる人々』（同朋舎、二〇一一年）三頁以下および七三九頁以下を参照。

(4) 寺田貞次『京都名家墳墓録』（一九二二年初版、一九七六年覆刻、村田書店）六三三頁「三宅亡羊墓」。

(5) 三宅厚元（合田晴軒）「三宅子燕墓誌銘」（『事実文編』卷二二、国立公文書館蔵写本、関西大学東西学術研究所資料集刊十一）、『事実文編』一影印、関西大学出版部・広報部、一九七九年）一四七頁。注（4）寺田貞次『京都名家墳墓録』六三三頁「三宅子燕墓」にも採録されるが、誤字が散見するため『事実文編』によるのがよい。また竹治貞夫『阿波碑文続集』（私家版、一九八四年）三九頁に訳注がある。

(6) 上野洋一「三宅亡羊の遺書」（『文学』第三卷第一号、二〇〇二年、一―二月）一九頁の引用による。

(7) 注（6）上野洋一論文に「慶安二年（一六四九）六月十六日に死去した亡羊の葬儀が、遺言通り儒式により執行されたという事実は、これが日本で行れた儒葬の、原態が確認される第一号であったことを示すものである」（二〇頁）という。

(8) 吾妻重二編著『家礼文献集成 日本篇』一（関西大学出版部、二〇一〇年）解説、および吾妻重二「日本における『家礼』式儒墓について——東アジア文化交渉の視点から」（二）（『関西大学東西学術研究所紀要』第五十三輯（二〇二〇年）一八頁）。

(9) 吾妻重二「日本における『家礼』式儒墓について——東アジア文化交渉の視点から」（二）（『関西大学東西学術研究所紀要』第五十四輯（二〇二一年）七頁）。

(10) 吾妻重二「藤井懶斎『二礼童覽』について——「孝」と儒教葬祭儀礼」（『関西大学中国文学会紀要』第三十七号、二〇一六）九

頁以下、吾妻重二「日本における『家礼』式儒墓について——東アジア文化交渉の視点から」(三) (関西大学東西学術研究所紀要『第五十五輯』(二〇二二年) 七頁以下。

(11) 注(8) 吾妻重二「日本における『家礼』式儒墓について——東アジア文化交渉の視点から」(一) 一一―一三頁。

(12) 注(8) 吾妻重二編著『家礼文献集成 日本篇』一所収。

(13) 吾妻重二「池田光政と儒教喪祭儀礼」(『東アジア文化交渉研究』創刊号、関西大学文化交渉学教育研究拠点、二〇〇八年) 八一頁、九四頁。

(14) 前注、吾妻重二「池田光政と儒教喪祭儀礼」八一頁、九四頁。

(15) 注(4) 寺田貞次『京都名家墳墓録』六二六頁「三宅伯省墓」、注(5) 竹治貞夫『阿波碑文続集』六〇頁。

(16) 次田元文「岡山儒者三宅誠庵とその一族の在京活動」(『閑谷学校研究』第二十五号、二〇二一年) 参照。

(17) 誠庵の事蹟につき調査した前注の次田論文も「憶測の域を出ないが、三宅誠庵は可三の弟または可三の可能性があるのではないか」(一四八頁)としかいっておられない。

(18) 注(3) 白寄顕成『藤村庸軒をめぐる人々』七四〇頁。

(19) 後述する三宅叔民の墓碑銘に「太守(津藩主藤堂高久——引用者注)憶父祖之有舊、憐先生之無嗣、令兄仲循(晴軒——引用者注)季子旁昌奉祭祀焉」とある。

(20) 竹治貞夫編『阿波藩儒家等成立書』(私家版、一九八二年) 二頁。

(21) 両氏の系図は竹治貞夫『近世阿波漢学史の研究』、風間書房、一九八九年) 一八―一九頁が最も詳細である。ここではこれにいくらか手を加えて掲載した。

(22) 注(4) 寺田貞次『京都名家墳墓録』六二八頁「三宅牧羊墓」、注(5) 竹治貞夫『阿波碑文続集』六六頁。

(23) 注(16) 次田元文「岡山儒者三宅誠庵とその一族の在京活動」

一四八頁。

(24) 合田晴軒以下、合田家の儒者については事典類にくらか紹介があるが、最も信頼できるのは注(21) 竹治貞夫『近世阿波漢学史の研究』第一章「合田昌因」の記述であり、本稿でも大いにこれを参照した。白寄顕成「藤堂家と藤村庸軒、三宅亡羊」(『神戸女子大学文学部紀要』第三十四巻、二〇〇一年) も有益である。

(25) 注(21) 竹治貞夫『近世阿波漢学史の研究』二二頁。

(26) 注(5) 竹治貞夫『阿波碑文続集』六八頁。

(27) 注(4) 寺田貞次『京都名家墳墓録』三八頁「皆川擴元墓」。注5 竹治貞夫『阿波碑文続集』七四頁に訳注を載せる。

(28) 注(5) 竹治貞夫『阿波碑文続集』八〇頁以下にこれらの訳注がある。

(29) 注(10) 吾妻重二「日本における『家礼』式儒墓について——東アジア文化交渉の視点から」(三) 九頁。

(30) 筆者が調査、撮影したのは二〇二三年三月二十九日である。

(31) 注(4) 寺田貞次『京都名家墳墓録』四二九頁「三宅叔民墓」。

(32) 注(24) 白寄顕成「藤堂家と藤村庸軒、三宅亡羊」三九頁。

(33) 筆者が調査、撮影したのは二〇二三年四月四日である。

(34) 藤村庸軒とその一族については、注(3) 白寄顕成『藤村庸軒をめぐる人々』のほか、白寄顕成『藤村庸軒年譜考』上下(思文閣出版、二〇〇九) が詳しい。

(35) 配置は白寄顕成『くろ谷金戒光明寺に眠る人びと』(浄土宗大本山 くろ谷金戒光明寺、二〇一三年) 五〇五頁に掲載されている。

(36) 前注、白寄顕成『くろ谷金戒光明寺に眠る人びと』五〇八頁。

(37) 注(3) 白寄顕成『藤村庸軒をめぐる人々』五六頁。

(38) 筆者が調査、撮影したのは二〇二三年四月一日である。

(39) 「益軒先生年譜」(益軒会編纂『益軒全集』巻之一、一九一〇年) 一五頁。

(40) 注(10) 吾妻重二「日本における『家礼』式儒墓について——

- 東アジア文化交渉の視点から」(三) 三頁および七頁。
- (41) 益軒と東軒の墓碑銘は伊東尾四郎『福博誌』(森岡書店、一九〇二年) 一三頁以下、荒井周夫『福岡県碑誌 筑前之部』(大道學館出版部、一九二九年) 二九七頁以下にも採録されている。
- (42) 筑紫豊『私と歩こう博多と太宰府』(文献出版、一九七七年) 一三三頁。もともと彼らが龍潜庵内に葬られたことは、貝原好古・梶川可久編撰『益軒先生年譜』(石川県立図書館李花亭文庫、国文学研究資料館の公開画像による) にも明記されている。
- (43) 『玩古目録』(益軒資料二、九州史料叢書、一九五六年) 二頁、二〇頁、『玩古目録』(益軒資料七・補遺、九州史料叢書、一九六一年) 五頁、二五頁、三二頁。
- (44) 『家藏書目録』(益軒資料七・補遺、九州史料叢書、一九六一年) 四三頁、四四頁、五三頁。
- (45) 『寛文日記』(益軒資料一、九州史料叢書、一九五五年) 五七、五八頁。
- (46) 貝原好古編録、益軒刪補『日本歳時記』卷三(『益軒全集』卷之一) 四七二頁。
- (47) 前注、『日本歳時記』卷三(『益軒全集』卷之一) 四七一頁以下。
- (48) 「喪論」(『益軒全集』卷之二) 二六七頁。
- (49) 「益軒先生傳」(『益軒全集』卷之一) 一八頁。
- (50) 『益軒全集』卷之一、七六七〜七六八頁。
- (51) 『益軒全集』卷之二、一一五頁。
- (52) 『自娛集』卷二(『益軒全集』卷之二) 二二四〜二二五頁。
- (53) 『自娛集』卷五(『益軒全集』卷之二) 二六八頁。
- (54) 『自娛集』卷七「生死説」に「夫天地生物之理、日新不息。釋氏不明乎此、所以有輪廻之説也」という(『益軒全集』卷之二、三二八頁)。
- (55) 「益軒先生遺事略」(注(5)『事美文編』卷二六、二二七頁下) に「國制、人家有凶喪、必使浮屠臨其葬誦經唱偈、謂之引導、自王公大人無得違者。先生暮年自製棺、豫爲喪備、戲寺僧曰、吾不落子手矣。僧復云、爾時非先生所得知也。及卒將葬、僧直至板前拜跪而退、不敢誦經、云、先生非須某引導者矣。其德感人、雖異端之徒、亦皆推服多此類云」という。また「益軒先生伝」(『益軒全集』卷之一) 七一頁にも同様の記事がある。
- (56) 筆者が調査、撮影したのは二〇二三年四月一日である。
- (57) 注(42)『益軒先生年譜』(石川県立図書館李花亭文庫)。
- (58) 過去帳を調べてくださった安國寺の田中茂樹寺務長に感謝申し上げます。



図1 三宅家墓所 正面左が三宅寄斎墓 右が三宅家累代之墓 手前は三宅架羊側室青山氏墓



図2 三宅寄斎（亡羊）墓



図3 左が三宅鞏革斎（子燕）墓 右が妻三木氏墓



図4 左から三宅衡雪（伯省）墓 妻横井氏墓 曾免の墓



図5 右が三宅誠庵（子居）墓 左が妻北河原氏墓



図6 三宅沃地（叔民）墓碑に刻まれる撰者名「侄誠庵子居撰」とある



図7 右が三宅牧羊（元献）墓 左が妻宇佐美氏墓



図8 三宅架羊（貞卿）墓



図9 合田家墓所 中央が合田晴軒墓



図10 左が合田晴軒（仲循）墓 右が妻野條氏墓



図 11 右が合田如玉（貞謙）墓 剥落した背面が右側に立てかけられている 左が妻皆川氏墓



図 12 左が合田汶上（弘道）墓 右が妻邨井氏墓



図 13 三宅沃地（叔民）墓



図 14 藤村家墓地 中央が庸軒母墓、右が庸軒墓



図 16 金戒光明寺石段下の石標 手前が藤村庸軒石標 後ろが山崎闇斎石標



図 15 藤村庸軒（微翁）墓



図 18 藤村恕堅（操翁）墓



図 17 藤村庸軒母墓



図 19 右から藤村恕堅（採翁）墓 恕堅妻墓 藤村恕求（恵翁）墓

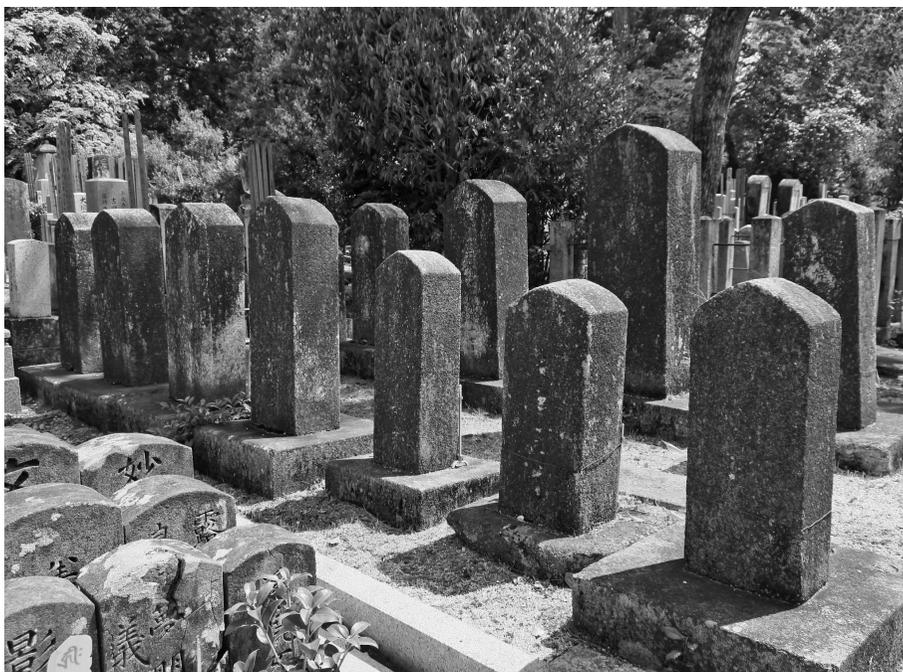


図 20 背後から見た藤村家墓所 尖頭型『家礼』式墓碑が並ぶのがよくわかる



図 21 藤村宗為（要岳）墓



図 22 右が貝原益軒墓 左が東軒夫人墓



図 24 貝原聡軒墓



図 23 貝原益軒墓



図 25 貝原寛斎墓 (推定による)

Jia-li Style Confucian Tombs in Japan:
A Study from the Perspective of Cultural Interaction in East Asia, Part 4

AZUMA Juji

During the Edo period in Japan, many Confucian tombs were constructed based on Zhuxi's *Jia-li* ("Family Rituals") of Nan Song China, however, there is little research on this subject. Continuing from the previous papers, this paper will present and discuss the grave system and its characteristics through field surveys and literature materials. This paper will illuminate another important works pertaining to Confucian ideology in Japan.

キーワード：朱子学 (Zhuxi's Thought)、三宅寄斎 (MIYAKE, Kisai 亡羊 Bouyou)、
合田晴軒 (GOUDA, Seiken 昌因 Shouin)、藤村庸軒 (FUJIMURA,
Youken)、貝原益軒 (KAIBARA, Ekiken)